

第345回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和3年9月15日(水)15:00～15:22

場 所：経済産業省 本館7階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 委員長の横山でございます。

ただいまから、第345回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長 第1部につきましては公開案件であります、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開といたしまして、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきましては、情報公開請求された場合には、その対応につきまして改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題については非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、今お話のあったとおりに非公開とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関し、靄田総務課長から御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長 では、資料3を御覧ください。

内容を概略いたしますと、既に認可されております特例をさらに1か月間延長するという内容でございます、これまでとほぼ同じ内容でございますが、ポイントを御説明させ

ていただきます。

5行目を御覧ください。以下の申請者から9月10日付及び13日付で経済産業大臣宛てに、通常の約款により難い特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がありまして、大臣から意見の求めがございました。申請者は記載のとおりでございます。

44行目から申請の概要を記載してございます。これも前回までとほぼ同じでございますが、次ページの77行目から電気についての詳細でございます。

86行目に前回からの違いを記載してございます。前回、8月に認可等したものからの変更点は、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち本年6月から9月の検針分につきまして、それぞれさらに1か月間延長するものでございます。ただし、既に5か月延長している昨年3月から本年5月の検針分につきましては、5か月延長しているところはそれ以上の延長をしない。さらに、新しく10月検針分についても支払期限を1か月延長するというのが、前回の認可等したものからの変更点でございます。

97行目からガスについての記載がございまして。ほぼ同じ内容になってございまして、106行目から、前回認可等したものからの変更点でございます。これにつきましては本年6月から9月の検針分につきまして、それぞれさらに1か月延長するということでございます。ただし、昨年2月から本年5月までの分につきましては、5か月間延長しているところを延長いたしません。それから10月の検針分につきまして、支払期限を1か月延長するという内容でございます。

126行目、大臣への回答でございますけれども、本申請の供給条件につきましては電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等して差し支えないものと事務局としては考えてございます。これを踏まえまして資料3—2のとおり、委員会として本申請を認可等することに異存がない旨の回答をすることといたしたいと考えております。

なお、最後に補足でございますが、お戻りいただいて恐縮ですけれども67行目にありますとおり、10月から小売規制料金の経過措置が解除される予定の東京瓦斯株式会社及び大阪瓦斯株式会社につきましては、今回以降、本申請は行わないとのことです。ただし、両社とも過去の特例認可の内容を継続して踏襲し、また10月以降についても運用上で上記申請と同様に、支払料金の柔軟な措置を講じる意向を有している旨が資源エネルギー庁において確認されているところでありまして、参考まで補足いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明内容につきまして各委員の皆さんから何か御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。――よろしゅうございますでしょうか。

(質問、意見：なし)

特に御質問、御意見がないようでございますので、事務局案のとおり委員会として意見回答することとして、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

特に御異論がございませんので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして議題の2「あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について」に関し、靄田総務課長から御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長　　では、資料4を御覧ください。

2行目にございますとおり、委員会では電気事業法及びガス事業法に基づきまして、あっせんもしくは仲裁が必要となった場合のため、あっせん委員及び仲裁委員の候補者をあらかじめ指定することとなっており、これまでも委員及び特別委員から構成される候補者が指定されておりました。

7行目の1.にあるとおりですが、今般、岩船由美子氏及び武田邦宣氏が9月1日付で新たに電取委の委員に就任されたことから候補者として指定し、また、これまで候補者として指定されておりました村上政博特別委員が8月末で任期満了に至ったことから、指定の解除を行うことといたしたいと考えております。

この結果、16行目から29行目にございますとおり、計10名の方々があっせん・仲裁委員の候補者となります。下線を引いた皆様が以前からの変更点となった方々でございまして、岩船由美子氏及び武田邦宣氏が追加となっております。

また、特別委員の稲垣隆一氏と林泰弘氏につきましても下線を引いておりますが、両氏につきましてはこれまでも電取委の委員として候補者に指定されておりましたが、これまでの豊富な御経験等も踏まえまして、引き続き特別委員として候補者とさせていただいているものでございます。

また、31行目の2.にございますとおり、電気事業法施行令及びガス事業法施行令の規

定に基づきまして、仲裁委員の候補者につきましては様式に従いまして公開の名簿を作成することになっております。それが資料４―１となっておりまして、先ほど御説明した候補者に基づき一案を作成しているところでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○横山委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして各委員から何か御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。――特にございませんでしょうか。

（質問、意見：なし）

では、あっせん・仲裁委員の候補者の指定及び仲裁委員の候補者の名簿について、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんので、そのように返したいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして議題の３「専門委員の構成員の指名について」に関し、靄田総務課長から御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長　　資料５を御覧ください。

３行目にございますとおり、当委員会の下に置かれております制度設計専門会合及び料金制度専門会合の構成員につきましては、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第６条第１項に基づきまして委員長が指名することとなっております。

今般、９月１日付で14行目にございます安念潤司、中央大学大学院法務研究科教授。末岡晶子、森・濱田松本法律事務所パートナー。松田世理奈、阿部・井窪・片山法律事務所パートナー。そして山口順之、東京理科大学工学部電気工学科准教授の計４名が経済産業大臣より専門委員として追加任命されております。この委員の追加、そして８月末及び９月１日付で電取委の委員の交代等を踏まえまして、制度設計専門会合及び料金制度専門会合の構成員につきましては、横山委員長より御指名をいただいております。

資料５（別紙）の22行目でございますけれども、制度設計専門会合につきましては稲垣前座長の退任に伴いまして、これまで専門委員でもありました武田邦宣氏が座長となられ、そして同じく本専門会合の専門委員でもありました岩船由美子氏が委員として引き続き、そして専門委員として追加任命されました末岡晶子氏、松田世理奈氏、山口順之氏、そして電取委の委員を退任されました林泰弘氏以外の再任された方々が構成員となっております。

また、43行目にございますとおり、料金制度専門会合につきましては、本専門会合の専門委員でもありました岩船由美子氏が委員として引き続き、そして専門委員として追加任命されました安念潤司氏、その他再任された方々が構成員となっております。

以上、御報告申し上げます。

○横山委員長     ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから何か御質問、御意見ございますでしょうか。——よろしゅうございますでしょうか。

(質問、意見：なし)

では、本件は報告事項でございますので、委員長として指名手続を進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして議題の4「『電力の小売営業に関する指針』の改定の建議について」に関し、池田取引監視課長から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長     取引監視課長の池田から、資料6に沿って御説明申し上げます。

建議に至る経緯ですが、昨冬のスポット市場価格の高騰に伴い、市場連動型料金メニューについては電気料金が高額となる事象が発生し、事務局に多くの相談が寄せられました。このため、各事業者の説明、情報提供の状況について実態把握を行いました。結果、誤解を招くような説明は見受けられなかった一方、説明の分かりやすさについては事業者によって差が見られ、この結果を制度設計専門会合に報告し、今後の方向性について御議論いただきました。

その結果、市場連動型料金メニューについては、需要家がメリット、デメリット等について十分理解した上で選択することが重要との観点から、電力の小売営業に関する指針について、メリットしか説明しないような誤解を招く説明は問題となる行為に明記する。あるいは、高騰リスクについて分かりやすく説明することを望ましい行為に追記する等の改正を行うべきであると整理されました。このため、本指針について、以上の改定を行うことについて経済産業大臣に建議したいと考えています。

また、専門会合ではガイドライン改定後の監視・フォローアップも重要であるとされまして、2)のとおり、事務局において販売状況やガイドラインの遵守状況の調査等々の対応を行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長     ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから何か御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思います。――北本委員、よろしくお願いいたします。

○北本委員　今回の建議の内容については特に異存はありません。一方委員会の監視・フォローアップとして電事法の監視対象の中に含まれていくものなのか、それとももうちょっと広い範囲で、いわゆる市場参加者の取引をスムーズに行うためのものであれば監視という位置づけでいいのかどうかを、もう一度御検討いただければと思います。

加えて監視・フォローアップの基本的な対応について定期的に以下の対応をと書いてあります。どういった方法で行うか。これから市場参加者も増えていくし、いろいろな商品も出てくると思いますが、どこまでを事前に監視というか、調査対象にされるかなどは、今後御検討いただきたいと思います。

以上です。

○横山委員長　ありがとうございました。

それでは、池田さんから何かありますでしょうか。

○池田取引監視課長　事務局として念頭に置いておりますのは市場連動型料金メニューについて説明、あるいは情報提供が適切になされているかという観点でございまして、また、これを今後どう実施していくかということについては引き続き対応を検討してまいりたいと思います。

○佐藤事務局長　北本先生、物すごく数が多いわけでもないですから、それはできます。冬季のときも頑張ってやって、例えば月に2回というのだったら無理かと思いますが、半年に1回で定期的なのでできないというほど多いとは思いませんし、ただ、先生がおっしゃったように、何か物すごく増えたりしたらまた考えなければいけないかもしれませんが、少なくとも、今の状況だと半年に1回等の定期にやることは十分可能だと思います。それもここに書いてありますように需要が高まる夏季と冬季、高騰するときなので、そこに照準を合わせてやるので、これは自信をもってできると思いますので、大丈夫だと思います。

○北本委員　分かりました。今資料にありますのは、今回調査対象20社ということで書いてあったので、今後どういう商品が出てくるのかなど含め、引き続き御検討いただければと思います。ありがとうございます。

○横山委員長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。——岩船委員、よろしくお願いします。

○岩船委員 たしか制度設計専門会合でこの話題が出たときに、スイッチングの事業者さんに関しても監視というか、チェックしてほしいというような声もあったと思うのですが、比較サイトですね。その辺りは、もしかしたら今回の話と別なのかもしれないですが、検討されているのでしょうか。

○横山委員長 それでは、事務局からお願いします。

○池田取引監視課長 今実際に念頭に置いておりますのは小売電気事業者を対象とした調査でございますけれども、比較サイトにおいても何か特段の問題みたいなものがあるかであれば、当然コンタクトを取っていくことになろうと思います。ただ、あくまでも小売電気事業者を対象とした調査と考えております。

○岩船委員 はい、分かりました。

○横山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、特に反対はなかったようでございますので、事務局から御説明がありましたとおり委員会として経済産業大臣へ建議することとして、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することといたします。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますか。

○蘆田総務課長 事務局から1点申し上げます。

前回の委員会からの間に1件、緊急での書面開催を行っております。令和3年、長野県茅野市において発生いたしました土石流に係る特定小売供給約款等の特例認可につき、9月10日付で認可することに異存はない旨、回答しております。

○横山委員長 ありがとうございます。

それでは、これにて第1部を終了とします。どうもありがとうございました。

——了——